

## 業務用設備等脱炭素化促進事業補助金 F A Q

最終更新：令和5年10月11日

### 1 補助金の概要について

|   | 質問   | 回答   |
|---|--|--|
| 1 | 予算額はいくらか。  | 当初予算額は5億円でしたが、省エネ診断の申込状況を踏まえて5億円増額し10億円としました。  |
| 2 | 補助事業ごとに予算上限を設定しているか。   | 事業単位の予算上限は設定していません。  |
| 3 | 予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。  | 申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、県HP等でお知らせいたします。   |
| 4 | 補助事業ごとの補助率又は補助限度額はいくらか。  | 省エネ診断に基づく事業等は補助率1/2、補助限度額は1,000万円です。<br>簡易自己診断に基づく事業は補助率1/4、補助限度額は500万円です。             |
| 5 | 県内に複数の事業所があるが、全ての事業所で対象設備の導入を考えている。省エネ診断に基づく事業の場合、上限額は総額で1,000万円と考えればよいのか。 | 上限額は1事業者あたり1,000万円のため、総額1,000万円です。限度内であれば複数事業所分の申請も可能です。                               |
| 6 | 国や市町村の補助金と併用することは可能か。  | 国の補助金との併用はできませんが、市町村の補助金との併用は可能です。市町村において併用可能であれば、補助事業の範囲内で併用することを推奨します。               |
| 7 | 現時点の残り予算額や枠数、終了の見込みを教えてください。   | 予算の執行状況については、把握が難しいところもあるため、個別にお応えしておりません。申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら、県HP等でお知らせいたします。 |

### 2 補助対象者について

|   | 質問                | 回答  |
|---|-------------------|---|
| 1 | 公益法人はどのような団体が対象か。 | 法人税法別表第2に定める公益法人等で従業員数が300人以下の団体が対象です。（社会福祉法人や学校法人、商工会議所等が列挙されています。）      |
| 2 | 個人事業主はどのような方が対象か。 | 個人事業主として開業届の提出や個人事業税の納付を行っている方を想定しています。事業実態が確認できない場合、対象者として認められない場合もあります。 |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 3  | 開業届を提出していない農業従事者などは対象外か。                                      | 事業所得について確定申告を行っていることが確認できれば対象です。<br>申請の際に確定申告書B及び青色申告書決算書（白色申告者については収支内訳書）を提出いただきます。                                |
| 4  | 中小企業等の要件になっている資本金の額や従業員数は、各事業所で見ればよいのか。                       | 企業全体の資本金の額や従業員数によりご確認ください。  |
| 5  | 中小企業者の規模について、資本金の額と従業員の数の双方の基準を満たす必要があるか。                     | 資本金の額（出資の総額）又は常時使用する従業員のいずれか一方の基準を満たしていることが必要です。  |
| 6  | 募集要領の表1に記載されていない業種の場合、資本金等の基準はどのように判断すればよいのか。                 | 交付要綱第2条第1号をご確認ください。当該規定に該当しない業種については、募集要領の表1①の「など」に含まれるものとして資本金等の要件該当性を確認してください。                                    |
| 7  | 昨年度に省エネ診断を受診した時点では中小企業者等の規模の基準を満たしていたが、今年度は基準から外れていた。対象としないか。 | 交付申請時点で基準を満たしていない場合は対象外です。  |
| 8  | 本店が県外で、支店が県内にある。当該支店において補助対象事業を実施したいが、対象か。                    | 補助対象事業を実施する事業所が県内にあれば、本店の所在地にかかわらず対象です。   |
| 9  | 賃貸の事業所において補助対象事業を実施したいが、対象か。                                  | 所有者から承諾を得ていれば対象です。賃貸の事業所の場合、賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書を提出いただく必要があります。   |
| 10 | 申請時に、CO2CO2スマート宣言事業所に登録していることが必要か。                            | 交付決定までに登録いただければ結構です。<br>申請時にはCO2CO2スマート宣言事業所の登録申請書など申請中であることが分かるような書類を添付してください。<br>※登録が完了するまで、交付決定できませんのでご承知おきください。 |

### 3 補助対象事業について

|   | 質問                               | 回答   |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | 二酸化炭素排出量3トンは、設備で表すと、どの程度の規模か。    | 電力での換算で年間約7千kWh削減に相当します。これは、例えば、40形2灯式の蛍光灯50台を同等な照度のLED照明へ更新した場合に達成できます。（機器により消費電力が著しく異なるため、あくまで参考例となります。） |
| 2 | LEDについて、光源（ランプ等）の交換だけでも補助対象になるか。 | 省エネ診断により効果的な対策として提案があった場合は対象となる場合があります。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 3  | 高効率空調設備とはどのような機器が対象か                                      | 省エネ診断により効果的な対策として提案があった場合は対象となる場合があります。  |
| 4  | 全熱交換器などの高機能換気設備は対象か。                                      | 省エネ診断により効果的な対策として提案があった場合は対象となる場合があります。  |
| 5  | ボイラーは対象か。   | 省エネ診断により効果的な対策として提案があった場合は対象となる場合があります。  |
| 6  | 遮熱工事について、遮熱塗料等の要件はあるか。                                    | 省エネ診断により効果的な対策として提案があった場合は対象となる場合があります。  |
| 8  | 法人の代表者が個人名義で設備等を購入する場合も対象か。                               | 法人の資産として固定資産台帳等に登録するなど、事業の用に供していることが分かる場合であれば問題ありません。固定資産台帳等の書類を追加提出いただくことがあります。 |
| 9  | 省エネルギー診断で複数の省エネルギー対策（設備更新等）を提案された。補助事業として実施するのは一部でも構わないか。 | 提案されたうちの一部でも問題ございません。  |
| 10 | 申請後に補助対象外設備（故障設備等）が含まれていると判明した場合、ペナルティ（罰則等）は生じるか。         | 罰則等はありません。申請より、対象外設備を除く修正をしていただきます。  |

#### 4 省エネ診断について

|   | 質問                          | 回答   |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | 過去何年間に受診した省エネ診断まで対象か。       | 令和2~5年度に受診した結果が対象です。   |
| 2 | 対象となる省エネ診断は何かがあるか。          | <p>大まかに下記4つの種類があります。詳細は手引き等をご覧ください。</p> <p>①「県が指定した機関が実施するもの」</p> <p>②「省エネ最適化診断」（一般財団法人省エネルギーセンター）</p> <p>③「国が指定した機関が実施するもの」（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業、地域プラットフォーム構築事業）</p> <p>④簡易自己診断</p>  |
| 3 | 県が指定した機関が実施する省エネ診断費用はどの程度か。 | <p>・省エネ診断費用については、各省エネ診断機関によって価格が異なるため、一概には言えませんが、30～40万円が中心帯のようです。</p> <p>・対象となる事業所の規模が大きい場合、100万円を超えることもある一方、事業所の規模が小さく、設備が少ない場合は、もう少し安くなるようです。</p> <p>・なお、省エネ診断費用につきましては、交付申請していただければ、その1/2を上限に補助金が出ます。</p> <p>・国の省エネ診断は、国による補助金がついており、価格が安くなっていますが、申込枠が限られている上、診断が実際に行われるまで対応の時間がかかります。詳しくは、各機関に直接お問い合わせください。</p> |

## 5 補助対象金額等について

|   | 質問  | 回答                                  |
|---|---|-------------------------------------|
| 1 | 出精値引きや調整値引きなど、内訳が明確でない値引きがある場合、どのように申請額を計算すればよいか。 | 内訳が明確でない値引きについては、すべて対象経費内で計算してください。 |

## 6 申請書類について

|   | 質問  | 回答  |
|---|---|---|
| 1 | 今年度に事業を開始したばかりで、法人の納税証明や決算書の提出が難しい場合、申請することは出来ないのか。 | 事業を開始したばかりなどの理由により納税証明書等の発行が受けられない場合は、税金の滞納がないことを示す書類として個人の完納証明書及び事業の収支状況が分かる書類として収支計画書や収支報告書などを提出ください。   |
| 2 | 納税証明書は何を提出すればよいか。                                   | <p>県税に滞納がないことを確認するため、以下の納税証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合：法人県民税及び法人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可）</li> <li>・個人事業主の場合：個人県民税及び個人事業税に未納がないことの証明書（完納証明書でも可）</li> </ul> <p>※県税事務所へ提出する「納税証明書交付請求書」内の「証明事項」で「県税に未納がないこと」の項目を選択し、「特定の税目」の括弧内には、それぞれ「法人県民税及び法人事業税」又は「個人事業税」と記入いただき申請してください。</p> <p>※個人県民税は市町村の取り扱いです。納税証明書についても市町村窓口で発行を受けてください。</p> |
| 3 | 納税証明書はどこで取得すればよいか。                                  | <p>法人県民税、法人事業税及び個人事業税については、事業所の所在地を所管する県税事務所に発行を申請してください。</p> <p>個人県民税は、住所地の市町村窓口で発行を申請してください。</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 4 | 割賦契約により実施する場合も対象か。<br>対象である場合、どのような書類が必要か。                         | 1回目の支払いで補助金交付額以上を支払う契約内容であって、実績報告時に1回目の支払いが完了している場合、割賦契約も対象とします。<br>【必要な書類は以下のとおりです。】<br>・申請時：1回目の支払いで交付予定額以上を支払う内容であることが確認出来る「割賦契約書（案）」及び「支払計画書（案）」を提出してください。<br>・実績報告時：現に締結した「割賦契約書」、「支払計画書」及び「決算証拠書類（1回目の支払いで交付決定額以上の支払いを完了したことが分かる領収書等）」を提出してください。 |
| 5 | 見積書について、代表者印等の押印は必要か。  | 第1号様式（申請書）に記載のとおり代表者印等が押印されているものを提出ください。   |
| 6 | 見積りは、県外の事業者のものでも良いか。   | 県外に事業所のある施工事業者の見積りでも申請可能です。  |
| 7 | 交付申請書等の差出人欄（法人名称や所在地等）は本社の所在地等を記載すればよいか。補助金申請を行う事業所の所在地等を記載すればよいか。 | 法人の代表者様に申請等を行っていただく必要があります。<br>そのため、申請を受ける事業所とは別に本社等がある場合におかれましては、本社等の所在地や名称、代表者を記入ください。   |
| 8 | 登記事項証明書の本店住所が現住所と異なっていた。変更手続きを終えてから申請する必要があるか。                     | 変更前でも申請は可能です。登記事項証明書に沿った記載で申請書類を作成してください。  |
| 9 | 申請時や実績報告の際に提出する写真について、どのような写真を添付すればよいか。                            | 以下のような写真をご提出ください。<br>・補助対象設備の全台数が把握できる写真（遠景、台数によっては複数枚必要）<br>・型番がわかる写真（近景、型番は見積書と整合するよう必要枚数撮影、100台が1種類の型番であれば、1枚でもよい）  |

## 7 申請、回数等について

|   | 質問                                    | 回答  |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 代理人により申請を行ってよいか。                      | 代理での申請はできません。ただし、行政書士等が申請手続きを代行することは可能です。                             |
| 2 | 複数の設備を異なるタイミングで導入する場合、その都度、申請を行えばよいか。 | 交付要綱第6条第2項により交付申請は同一事業者につき1回限りです。<br>異なるタイミングで導入する場合においても、まとめて申請ください。 |

## 8 CO2CO2スマート宣言事業所について

|   | 質問                                   | 回答  |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 申請してから登録まで何日くらい必要か。                  | 申請状況等にもよりますが、概ね2週間～1か月程度です。   |
| 2 | 申請するにはどうすればよいか。                      | メール又は郵送により受け付けておりますが、修正いただく場合がありますので、メールでの提出がお勧めです。   |
| 3 | 必要な申請書類はなにか。                         | 登録事業者単位で登録申請書と、登録を希望する事業所ごとに取組計画書を提出してください。<br>【事業所が3軒ある場合は、登録申請書（Word）を1つと取組計画書（Excel）を3つ】 |
| 4 | 宣言した取組項目について、写真など証明できるものを送付する必要があるか。 | 写真や納品書などの証明書類を提示していただく必要はありませんが、なるべく実情にそって記入してください。   |
| 5 | 取組項目の選択が難しい。                         | 50の取組項目のうち、13個以上の取組を宣言する必要がありますので、事業所における省エネへの取組を推進の上、申請してください。                             |

## 9 事業スケジュールについて

|   | 質問   | 回答   |
|---|--|--|
| 1 | 申請枠又は期限までに提出書類が揃わない可能性がある。一部の書類を提出して、残りの書類を追送しても良いか。 | すべての書類が揃って提出された段階で受付となります。一部の書類では受付完了となりません。                   |
| 2 | 申請から交付決定までどの程度かかるか。                                  | 概ね1か月以内です。申請の混雑状況や書類の修正内容によって、見込みより交付決定が遅くなる可能性があります。          |
| 3 | 見込みより審査に時間がかかり、交付決定がされず、工事に着手できない。どうすればよいか。          | 県又は事務局にご相談の上、スケジュールを調整してください。また、書類の修正等には、速やかに対応してください。         |
| 4 | 交付決定の連絡を受けて、すぐに工事の契約や着工に入ってよいか。                      | 交付決定日以後であれば、補助事業に着手して構いません。                                    |
| 5 | 工事着工後に、設備機種など微細な変更のあることが判明したが、後の書類提出でまとめて連絡してもよいか。   | 事の大小にかかわらず、判明した段階で速やかに県又は事務局に報告してください。                         |
| 6 | 工事完了後の書類提出は、県又は事務局から連絡があるか。                          | 県又は事務局からの通知は予定しておりません。工事完了かつ支払い完了後、速やかに（概ね30日以内）実績報告を提出してください。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 7 | 補助金振込先の口座に要件はあるか。  | 補助金振込先は、補助対象事業者名義の口座に限ります。（施行事業者等の口座ではありません。）<br>他の要件はありません。                       |
| 8 | 当座で通帳が無い場合、実績報告での通帳の写しは提出しなくてもよいか。   | 「口座名義人（フリガナ）」、「金融機関名」、「店名」、「預金の種類」及び「口座番号」の確認できる書類（Web通帳、明細照会、等々）を用意し、写しを提出してください。 |
| 9 | ウクライナ情勢等の影響により、実績報告書提出期限までに補助事業が完了しないおそれがある。提出期限を過ぎた場合、交付金を受けることは出来なくなるのか。 | 期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは速やかに「遅延報告書」を提出してください。やむを得ない理由による遅延の場合は延長の対象となることがあります。 |